

◇ 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

目次

○ 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（抄）（第二条関係）	4
○ 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）（抄）（第三条関係）	6
○ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）（抄）（第四条関係）	11
○ 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第四百四十四号）（抄）（第五条関係）	17
○ 健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十号）（抄）（第六条関係）	18

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 保険給付</p> <p>第一節 通則（第五十二条の二）</p> <p>第一節の二 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第二節～第五節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定款で定める事項）</p> <p>第二条の二 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第七条の六第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項、協会が行う法第九十八条第一項の規定による命令、質問及び検査に関する事項並びに健康保険委員（協会が管掌する健康保険事業の運営に協力して、協会が管掌する健康保険事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに協会が管掌する健康保険事業に関する事項につき被保険者からの相談に応じ、及び被保険者に対する助言その他の活動を行う者をいう。）に関する事項とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 保険給付</p> <p>（新設）</p> <p>第一節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第二節～第五節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定款で定める事項）</p> <p>第二条の二 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第七条の六第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項とする。</p>

第一節 通則

(法第五十三條の二の厚生労働省令で定める業務)

第五十二條の二 法第五十三條の二の厚生労働省令で定める業務は、当該法人における従業員（同条に規定する法人の役員以外の者をいう。）が従事する業務と同一であると認められるものとする。

第一節の二 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

(権限の委任)

第二百五十九條 法第二百五條第一項及び令第三十二條第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（協会の主たる事務所の指導及び監督に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、第一号、第二号、第五号、第五号の三、第六号の三、第九号の二から第十号まで及び第十号の三から第十号の九までの権限にあつては、厚生労働大臣が自ら権限を行うことを妨げない。

2 (略)

附則

第一條の四 平成二十五年度及び平成二十六年において、第三百三十五條の七中「準備金の積立ての予定額及び同号」とあるのは「同号」と、同條第一号中「準備金の積立ての予定額を控除した額に同号」とあるのは「同号」と、「額を加えた額」とあるのは「額」とする。

(新設)

(新設)

第一節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

(権限の委任)

第二百五十九條 法第二百五條第一項及び令第三十二條第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（協会の主たる事務所の指導及び監督に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、第一号、第五号、第五号の三、第六号の三、第九号の二から第十号まで及び第十号の三から第十号の九までの権限にあつては、厚生労働大臣が自ら権限を行うことを妨げない。

2 (略)

附則

(新設)

現行

（事務費負担金の額の算定）

第二条 国民健康保険組合（以下「組合」という。）に係る事務費負担金の額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、次項又は第五項の事務費負担金基準額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第五条第一項第一号イの規定により厚生労働大臣の定める組合 百分の八十
- 二 前号に掲げる組合以外の組合 次の表の上欄に掲げる組合別財政力指数（算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する組合別財政力指数をいう。以下同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

組合別財政力指数 (略)	割合 (略)
-----------------	-----------

附則

（組合別財政力指数の基準となる年度）

（事務費負担金の額の算定）

第二条 国民健康保険組合（以下「組合」という。）に係る事務費負担金の額は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、次項又は第五項の事務費負担金基準額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）第五条第一項第一号イの規定により厚生労働大臣の定める組合 百分の八十
- 二 前号に掲げる組合以外の組合 次の表の上欄に掲げる旧組合別財政力指数（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十五号）第一条の規定による改正前の算定政令第五条第七項に規定する組合別財政力指数をいう。以下この号及び附則第四条の五において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

旧組合別財政力指数 (略)	割合 (略)
------------------	-----------

附則

第四条の五 算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する基準となる年度は、平成二十一年度とする。

(新設)

(組合別財政力指数)

第四条の六 組合別財政力指数は、次の式により算定した数値とする。

(新設)

$$\frac{\text{組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用}}{\text{市町村が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの所得の額を基準として厚生労働大臣が定める額}} \times \frac{\text{組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額}}{\text{組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの所得の額 (前期高齢者交付金がある場合には、組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額) に七分の十を乗じて得た額の合算額}}$$

組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの所得の額

組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額 (前期高齢者交付金がある費用の額)

る場合には、当該組合の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額) に七分の十を乗じて得た額の合算額

2 前項の式において「当該組合の被保険者一人当たりの所得の額」とは、当該組合の前条に規定する基準となる年度（以下この項において「基準年度」という。）の五月一日における被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額を当該組合の基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額をいい、「組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの所得の額」とは、基準年度の五月一日における組合の被保険者に係る基準年度の前年の地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額を組合の基準年度の五月一日における被保険者の数で除して得た額をいい、「組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合が行う国民健康保険の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額）に七分の十を乗じて得た額の合算額」とは、組合の被保険者に係る基準年度の療養の給付に要した費用の額（規約に基づき年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部について一部負担金の割合を軽減している組合にあつては、別に定めるところにより算定した額とする。

以下この項において同じ。）、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）に七分の十を乗じて得た額の合計額（以下この項において「総療養諸費」という。）を組合の基準年度の各月末における被保険者数の合計数を十二で除して得た数（以下「平均被保険者数」という。）で除して得た額をいい、「当該組合の被保険者一人当たりの療養の給付に要した費用の額、療養費の支給についての療養につき算定した費用の額並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、当該組合の被保険者一人当たりの前期高齢者交付金を控除した額）に七分の十を乗じて得た額」とは、当該組合の被保険者に係る基準年度の総療養諸費の額を当該組合の平均被保険者数で除して得た額をいう。

（算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する厚生労働省令で定める割合）

第四条の七 算定政令附則第十四条の二又は第十四条の三の規定により読み替えて適用される算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する割合は、次の表の上欄に掲げる組合別財政力指数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

組合別財政力指数 (略)	割合 (略)
-----------------	-----------

（算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する厚生労働省令で定める割合）

第四条の五 算定政令附則第十三条、第十四条の二及び第二十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号ロ(1)に規定する割合は、次の表の上欄に掲げる旧組合別財政力指数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

旧組合別財政力指数 (略)	割合 (略)
------------------	-----------



○ 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令  
 (平成十九年厚生労働省令第四百十号) (抄) (第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
附 則		附 則 (新設)	
<p>(平成二十七年及び平成二十八年の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付調整金額等の算定の特例)</p> <p>第五条の四 平成二十七年及び平成二十八年の各年度において、被用者保険等保険者について、第二条、第十七条及び第三十六条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第二十一条第一項	第二十四条第一項	第二十三条の五の二	
第二十五条第一項	第二十三条の五の三	附則第十三条の五の二	
第十七条	第二条及び	附則第五条の四の規定により 読み替えられた第二条及び	
	第二条第一項	附則第五条の四の規定により 読み替えられた第二条第一項	
	第三十四条第一項	附則第十三条の五の二	
	第三十五条第一項	附則第十三条の五の三	
第三十六条	第二条及び	附則第五条の四の規定により	

第二条第一項	読み替えられた第二条及び附則第五条の四の規定により
第二十四条第一項	替えられた第二条第一項
第二百一十条第一項	附則第十三条の五の二
第三十五条第一項	附則第十四条の五第一項
第二百一十一条第一項	附則第十三条の五の三
	附則第十四条の六第一項

(新設)

(平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例に係る端数計算)

第五条の五 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度において、被用者保険等保険者について、次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十三条の五の二第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の五の二第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の五の二第四号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の五の三第二号に規定する前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額	
法附則第十三条の五の三第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の五の三第四号に規定する前期高	

齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額

法附則第十三条の五の四第一項第二号に掲げる額

法附則第十三条の五の四第一項第四号に掲げる額

法附則第十三条の五の四第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額

法附則第十三条の五の四第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額

法附則第十三条の五の四第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

法附則第十三条の五の五第一項第二号に掲げる額

法附則第十三条の五の五第一項第四号に掲げる額

法附則第十三条の五の五第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額

法附則第十三条の五の五第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額

法附則第十三条の五の五第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

法附則第十四条の五第一項第一号に掲げる額
法附則第十四条の五第一項第三号に掲げる額
法附則第十四条の五第二項に規定する概算総報酬 割後期高齢者支援金額
法附則第十四条の五第三項に規定する特例退職被 保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額
法附則第十四条の五第四項に規定する各被用者保 険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の 合計額から各特定健康保険組合における同条第一 項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者 割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三 分の一を乗じて得た額
算定政令附則第四条の二第一項第一号に掲げる額
算定政令附則第四条の二第二項第三号に掲げる額



数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 (略)

第二十二條の三 法附則第十三條の五の四第三項及び法附則第十四條の五第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 前項の規定は、法附則第十三條の五の五第三項及び法附則第十四條の六第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

(公示)

第二十四條 厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一 四 (略)

五 法附則第十三條の五の四第四項に規定する納付金概算拠出率

六 法附則第十三條の五の五第四項に規定する納付金確定拠出率

七 法附則第十四條の五第四項に規定する支援金概算拠出率

八 法附則第十四條の六第四項に規定する支援金確定拠出率

職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2 (略)

(新設)

(公示)

第二十四條 厚生労働大臣は、次に掲げる率を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

一 四 (略)

(新設)

○ 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成二十年厚生労働省令第四百四十四号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（準備金の算定の特例）</p> <p>第六条 平成二十五年及び平成二十六年において、第十四条第一号ロ中「準備金、積立金」とあるのは「積立金」と、第十五条第五号及び第二十六条第一項中「法第六十条の二及び船保法第二百二十四条」とあるのは「船保法第二百二十四条」と、第二十六条第一項中「法第六十条の二又は船保法第二百二十四条」とあるのは「船保法第二百二十四条」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>

○ 健康保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第五十号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（収入等見込額相当率の特例）</p> <p>第六条の三 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、前条中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 平成三十三年度までの事業年度における算定については、改正省令第三百三十五条の七第一号イ中「法第六十条第四項の規定」とあるのは、「法第六十条第四項の規定及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十一条の規定」と読み替えるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 平成三十一年度までの事業年度における算定については、改正省令第三百三十五条の七第一号イ中「法第六十条第四項の規定」とあるのは、「法第六十条第四項の規定及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十一条の規定」と読み替えるものとする。</p>